令和5年7月13日作成

法 令 名:風俗営業等適正化法	
根 拠 条 項:第31条の10	
処 分 の 概 要:映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止の の命令	ため
原権者(委任先): 福井県公安委員会	
法 令 の 定 め: 風俗営業等適正化法第31条の8第3項・第4項(映像送信型性風俗特殊営業 む者の年少者利用防止措置)	 を営
処 分 基 準: 別紙1のとおり	
問 合 せ 先: 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係	
電話0776-22-2880	
備 考:	